令和７年度第１回八王子市障害者地域自立支援協議会　全体会　要点録

１．日時　令和７年（2025年）４月24日（木）14:00～16：05

２．会場　八王子市役所　801　802会議室

３．出席者（順不同、敬称略）

・委員　21名

塚田芳昭、光岡芳宏、沢田哲也、緒方葉奈、中島美穂子、高嵜瑞貴、山川徹、有賀豊

根岸京、氏平啓子、土居幸仁、夛田靖史、宮川純、宮本一郎、田丸俊彦、百瀬慎

恒川礼子、田中敦子、井出勲、尾川幸次、土屋由美

・事務局（市）

　菅野匡彦、櫻田ひかり、長井優治、花坂健介、金子正明、小林遼平、米かおり、小林暁

塩澤紀子、栗原海、中沢学、安藤純

・その他　支援者、事務補助員等の入室あり

※会議：公開、傍聴あり（1名）

４．次第

（１）市役所体制変更、人事異動ついて

（２）議題

①協議会の運営体制

（会議日程・要綱変更・委員の変更・基幹相談支援センターの関わり方）

②各部会の今年度活動計画

③八王子市障害者計画の中間見直しに向けて

（３）その他

５．資料

【資料１】　令和７年度八王子市障害者福祉課業務体制について

【資料２】　令和７年度日程表

【資料３】　八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱

【資料４】　八王子市障害者地域自立支援協議会運営要領

【資料５】　八王子市障害者地域自立支援協議会委員名簿（全体会）

【資料６】　令和７年度協議会組織図

【資料７】　八王子市障害者基幹相談支援センターについて

【資料８-１】　権利擁護推進部会　活動計画資料

【資料８-２】　相談支援地域移行部会　活動計画資料

【資料８-３】　就労支援部会　活動計画資料

【資料８-４】　子ども部会　活動計画資料

【資料８-５】　地域継続支援部会　活動計画資料

【資料９】　八王子市障害者計画抜粋（中間見直しに向けて）

【資料10】　避難行動要支援者支援に係る個別避難計画の作成のご案内

６．内容

（１）市役所体制変更、人事異動ついて

【事務局より説明】

・４月の人事異動に伴い、福祉部に新たに菅野部長と小池生活福祉担当部長が着任、障害者福祉課には櫻田課長が残留、新設された障害者支援担当課長に長井課長が着任。障害者の数は増え続けており、業務内容もかなり複雑化してきていることから、今後は課長２名体制で対応していく。障害者福祉課の担当分けと主査については資料を参照。

・援護担当、福祉・自立支援医療担当、手帳担当、南口総合事務所が長井課長のライン、総務担当、施設担当、事業者指定担当、支払担当が櫻田課長のラインとなる。

【質問・意見等】

なし

（２）①協議会の運営体制について

【事務局より説明】

・３月の全体会において、会議日程、要綱、要領について資料２から４の通り決定している。委員名簿は資料５の通り。

・要綱変更に伴い、４月に設置した基幹相談支援センター区分として中島委員が着任した。中島委員は６年度まで相談支援事業者区分で就任していたため、個人としては継続となる。総勢27名の会議体となった。

・相談支援事業者区分の中島委員の後任として沢田委員、増山委員が退任し緒方委員、障害当事者区分の陣内委員が退任し百瀬委員、保健医療関係者区分の鷹箸委員が退任し田中委員へ各々交代。沢田委員については、中島委員の後任ではあるが運営会議には参加しないため、運営会議の人数は11人のままとする。任期は前任者の残任期間である令和８年３月31日まで。

・委員の変更について、設置要綱や運営要領において本協議会の承認を得なければならないという規定ではないが、過去の委員変更時では全体会にて報告し承認を得るという運用をしている。

・部会構成や部会長の変更はない。部会における市の担当主査は資料６の通りだが、４月に人事異動があり業務分担を引き続き見直しているため、今後変更する可能性がある。

・八王子市基幹相談支援センターの業務内容や人員体制については資料７の通り。一部機能を一般社団法人おおるりへ委託する。委託内容は自立支援協議会へ出席し専門的見地から助言すること、アドバイザーとして各部会に出席し課題集約や助言といった内容を設定している。センターのスタッフが委員や部会の事務局として関わることで、地域課題の抽出が円滑にできるようになると考えている。部会やその部会に所属する連絡会等、開催方法や開催頻度については部会により大きく異なっているが、センターが関わることによる開催方法等全てを揃えるようなことは考えていない。ただし、地域課題を部会から全体会に挙げるための報告の仕方を統一する等、一定のルールを今後設定できれば。相談支援センター１年目は手探りの中進めていくため、より良い方法を協力しながら検討していく。

【八王子市基幹相談支援センターより説明】

・基幹相談支援センターは、障害者総合支援法の第77条の２「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」として位置づけられている。具体的な業務内容として、令和４年度障害者総合支援法の一部改正において、基幹相談支援センターの中核的な役割として「地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援」と「自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくり」の２点が位置づけられた。

・八王子市では基幹相談支援センターを自治体直営で設置し、一部業務を一般社団法人おおるりが受託する。人員体制は常勤４名が別法人から出向、非常勤アドバイザー６名（うち、障害のある職員３名）が配置されている。事務所はヒューマンケア協会の１室を事務所としている。

・４月１日からの稼働状況について、広報はちおうじを見た障害のある方と同居する高齢の家族から、相談先の相談、相談支援事業所の相談員から支援や関係機関との連携についての相談をいただき対応している。また、状況に合わせて個別事例のケア会議へ同席、相談支援専門員のバックアップや、新規相談支援事業所立ち上げについて複数の団体から相談があり、それぞれ個別に対応している。

・協議会への関わりについて、基幹相談支援センターと各部会長が個別に意見交換を行う場をもち、関わり方や繋がり方について確認し、地域課題抽出の共通フォーマットの作成や地域課題を協議していく仕組みづくりを、八王子市や各部会とともに検討していく予定。

・自治体毎に人口規模、財政状況、協議会の設置状況等が違うため、各地域に合わせた「ご当地モデル」の基幹相談支援センターが直営又は社会福祉法人等が受託し運営されている。今後は個別の相談支援同様、地域のアセスメント、地域状況や課題を把握し、相談支援従事者、協議会部会長の意見を伺いながら、八王子のご当地モデルの基幹相談支援センターを地域とともに作り上げていきたい。当事者の視点や地域で暮らすという当たり前の視点をもち、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を進めていきたい。

【質疑応答】

|  |  |
| --- | --- |
| 委員委員委員事務局委員事務局委員委員委員 | 基幹相談支援センターが４月から設置されたが、八王子で長年支えてきた人達に対し丁寧な説明が欠けているのではないか。我々がどう関わっていくのか理解できない。説明にあったように、１年かけて形を作っていくことには期待。八王子モデルについても楽しみかつ期待もあるが、現状不安もある。関係団体に対し、丁寧な説明が必要。常勤４名、非常勤アドバイザー６名の名簿はないのか。相談支援事業所に対し十分な説明ができていない状態であり、早めに周知しなければという意見は出ている。パンフレットが出来上がり次第、市に相談の上、関係機関に対し配布と説明が出来れば。名簿の配布については、パンフレットが出来て、説明に伺う際に名前を案内する。本日の意見を基に、市に相談しながら早めに進めていきたい。どういう方を対象にどういう形で説明するのか。実施方法等を提案いただき、それに沿って進めていければ。　基幹相談支援センターの運営を一般社団法人に一部委託する形にする上で調整に時間がかかり、皆様への説明が遅くなってしまった。今後はしっかり丁寧にやっていく。資料7の業務の目的について、中確定な役割を担う基幹という意味が分からない。誤植である。「中確定」とあるが「中核的」となる。（資料修正済）一般社団法人はどういう団体か。相談支援事業所を立ち上げるために、７年１月１日付けで作った一般社団法人となる。八王子市の障害者相談支援事業所１事業所として立ち上げたが、八王子市との調整の中で基幹相談支援センターを設置する話になった。すでに相談支援事業所で業務をされている方で、基幹相談支援センターの役割を担うのにふさわしい方を公募した。丁寧な説明が欠けていたことについて今後挽回していく、しっかり連携しやっていくということについて、期待反面、本当にどうなるのか。基幹相談支援センターはやるべきものだと思う。私も当事者団体として関わっていきながら、そこに加わらせていただけるのであれば対応していきたいが、少なくとも現状は全体像がほとんど見えていない。説明が足りなかったことは否めない。説明会か何かをしていただければ。 |

（２）②各部会の今年度活動計画について

【権利擁護推進部会より説明】

・障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の周知活動、条例に基づいた地域づくり等に取り組んでいる。

・条例の周知活動の一環である障害者サポーター養成講座を３回実施予定。グループワーク形式で、障害者への合理的配慮や適切なサポート方法等の内容となる。また本講座のファシリテーター養成講座も行う。

・差別禁止条例周知イベントについて。毎年いちょう祭りに出展しており、点字体験やステージ発表を予定している。今年はデフリンピック開催年でもあり、デフリンピックの周知も行う予定。

・小学生向けの条例ガイドブック「みんなちがってみんないい」を毎年、小学校に配布しているが、活用状況や活用してもらいやすい内容についてアンケート調査を実施している。７年度に分析し、８年度以降の配布方法や内容について検討していく予定。

・障害者虐待防止研修について。市内の福祉事業者向けに８月から10月の間に２回行う予定。講義形式とする。

・八王子市役所職員研修について。オンライン、対面の併用を考えている。

・権利擁護推進部会報告会は予定しているが、内容等は検討中である。

・地域課題の抽出については、障害者計画、障害福祉計画等と連携しながら進めていく予定。

【質疑応答】

|  |  |
| --- | --- |
| 委員委員 | 内容が多いが活動に問題はないか。部会の中で役割分担をするのか、定例会の時間配分や内容について考えながら取り組んでいきたい。障害者サポーター養成講座は市議会議員も参加しているが、自立支援協議会の委員の方もご参加いただけるとありがたい。虐待防止研修は障害者福祉課に数年見ることができる動画を作っていただいたが、対面でグループワークをすることも大事だと思っている。会場の確保や予算的な問題もあり市役所内でしかできていないが、色々な場所や時間帯で開催していけたらと思う。商工会議所選出の委員もいるため商工会議所に協力を仰ぎ、商工会議所の会議室を借用する等、どう広げていくかが課題かと思っている。サポーター養成講座ファシリテーターの養成について、当事者の方でファシリテーターができる方を増やすことを目標に実施していく。 |

【相談支援地域移行部会より説明】

・定例会（年２回）と課題別ワーキング（年４回）を開催する。課題別ワーキングは、相談支援ワーキングと地域移行支援推進ワーキングがある。

・相談支援ワーキングは計画相談支援機関がほぼ全て参加する八王子相談支援連絡会になっており、課題検討や情報交換等を行う。

・地域移行支援推進ワーキングも地域移行支援の課題検討する場である。参加者の属性は精神科病院のワーカー、計画相談支援の事業者、地域移行支援事業者等。

・所属機関を超えた人材育成と繋がりを作る場、ネットワーク形成を進める場として研修会を企画している。

・八王子相談支援連絡会は基幹相談支援センターと連携し開催。内容は相談支援事業所や相談支援専門員同士の交流の場、相互研鑽の場、相談支援の質の向上に向けた研修会。

・地域移行部会が取り組んできたことが、基幹相談支援センターができたことで一部整理された。相談支援事業者向けの研修会、人材育成のための事例検討等について、今後はセンターに担っていただくことによりネットワーク強化に繋がる面がある。

【質問・意見】

なし

【就労支援部会より説明】

・６年度と比べ大きな変更点はないが、就労選択支援事業にかかる調整を追加した。

・10月から国の新規事業として就労選択支援事業が始まる。職歴がなく初めて就労継続支援Ｂ型を利用する方については、本事業が行うアセスメントが必要になるというもの。福祉サービスを利用される方に地域資源について情報提供し、本人と共に考え、自分自身で就労選択できるよう支援することを目的とした事業となっている。就労継続支援Ａ型を利用する予定の方、就労移行支援の標準利用期間である２年間を超えて利用する場合は、９年度から就労選択支援を利用できる。その際、利用者が増えてくる可能性がある。

・10月までに市内で事業所が揃うのか、学校を卒業する方たちに保障できるのか等課題は多いが、地域の関係者と話し合いをし、本人に不備のないようサービスが提供できれば。

【質疑応答】

|  |  |
| --- | --- |
| 委員事務局委員事務局委員委員 | 就労選択支援事業は10月からいつまでか。　７年10月以降、Ｂ型を使う方については必須となる。除外条件として、近隣に就労選択支援事業所がない場合、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合については、就労継続支援Ｂ型の利用を認めるとしているが、原則は使用するようにと３月31日付けで通知が出ている。就労選択支援事業が始まるにあたり、事業所が足りていないと話があった。先ほど中島委員から基幹相談支援センターについて１年かけて頑張っていくと報告があったが、本事業は10月から始まるため、早めに自立支援協議会として何かしら考える必要がある。　国のモデルは、計画相談支援事業所があり、支援者がケア会議を開き、本人の意思を尊重しどういう職業が向いているのかアセスメントした上で話し合っていくことと示されている。計画相談がついていない方も多くいる中で、就労選択支援事業所を中心にアセスメントや会議開催を担っていくことになるため、必ずしも計画相談がついていないとできないということにはならない。特別支援学校卒業後にＢ型を使いたいと考えている方について、先日、学校関係者と話をした。あわせて330名程を予定しているとのこと。就労選択支援事業所がどの程度立ち上がるか、現時点では未定だが、既存の就労移行のアセスメントを受ける仕組みはある。卒業生がＢ型を使うにあたり困らないよう、柔軟に考えていきたい。特別支援学校卒業生に対するアセスメントについては、市から説明があったように既存の制度がある。それを基盤に就労選択支援事業の良さをプラスしながら、どのように整理していくか考えるべきだと思っている。相談支援事業所が必要であることは間違いないが、就労選択支援事業というのは「就労を目指してください」と決めるのではなく、本人の今の可能性と地域にある社会資源を総合的に見ながら本人に情報提供し、Ｂ型から企業を目指したいと思われた時に目指せるもの。本人のサービス利用を支える相談支援事業の計画相談の方がいないと、紙を渡して終わってしまう。就労支援部会としては、まずはその就労選択支援事業をどこがやってくれるのか、何か所できるのかということを見据え、整理していきたい。相談支援事業所や基幹相談支援センターと連携を図り、体制を作っていければ。相談支援事業所が本制度を十分に理解してない。相談支援事業所向けに説明が必要。基幹相談支援センターとしても就労支援部会と連携していきたい。 |

【子ども部会より説明】

・全体会を年２回、ワーキングチーム３つに分かれて活動する。

・全体会では、委員と意見交換や情報共有を行い、ワーキングチームの活動報告と課題共有を図る。

・ワーキングチームは「医療的ケア児ワーキングチーム」「児童発達支援・放課後等デイワーキングチーム」「発達障害児ワーキングチーム」の３つとなる。それぞれ年４回開催予定。

・医療的ケア児、重症心身障害者が利用している社会資源について、昨年度作成したリストをもとに、情報の更新や意見交換、情報共有等を行っていく。リストは公開しておらず、内部で地域課題を検討していくにあたっての参考資料として使っている。八王子市における医療的ケア児等の災害対策について、現状と課題について確認する予定。

【質疑応答】

|  |  |
| --- | --- |
| 委員委員 | 社会福祉協議会では、住民や民間の皆さんとともに福祉のまちづくりに取り組んでいる。また、災害時においては災害ボランティアセンターの運営を担っている。災害時の障害者、特に在宅障害者の対応について課題が出る。子ども部会では災害対応を確認するとのことだが、他部会ではそのような話がない。自立支援協議会として、災害時の在宅障害者の生活を支える、または生活復旧について話し合う場がない。ご承知の通り、災害が激甚化、頻発化しているため提案させていただいた。過去、部会では避難訓練に取り組んだことがあった。また、今まで防災課や福祉政策課と現状報告や意見交換等もさせていただいている。次回以降の会議で話ができれば。 |

【地域継続支援部会より説明】

・全体会を年２回開催。３つの連絡会（委託・拠点事業連絡会、日中活動支援事業所連絡会、グループホーム連絡会）は、ほぼ毎月開催予定である。

・委託・拠点事業連絡会について、定例会では、障害者福祉課から虐待相談窓口を受託している相談事業所は、虐待に関すること、支援の必要があるのか等情報共有している。７年度は、拠点協力事業所の取り組みの様子等を中心に報告会を開催する。拠点事業コーディネーターは非常勤職員で各事業所１名もしくは数名いる場合もあるが、事例共有を図っていく。また、どこにも行き場がない支援が必要な方が多いが、その方達の一時的な日中の場や宿泊体験等する場である拠点ハウスを借り上げている。整備も兼ねて、拠点協力事業所の方と交流会を行う予定。ピアサポーター協力者の定期的なミーティングも行う。ピアサポーター数も不足している。ニーズは多くあるため、養成研修も行う。

・日中活動支援事業所連絡会では、グループホーム連絡会と研修会を合同開催する。６年度１回目の研修は参加者が100人超となり、今年も同様に開催したい。施設職員交流会はコロナ禍以降実施できていなかったが、再開できる予定である。分科会を設けて活動していけたらと考えている。職員不足が課題になっており、市が毎年開催している「医療・福祉のしごと就職フェア」について、新たな提案ができたらと検討している。

・グループホーム連絡会では、昨年度、台風の影響で延期した入居者当事者を含めた交流会を開催予定である。また、実態調査を2013年に1度実施したが、10年以上実施していないため実態調査を予定。多摩市や日野市等の近隣市は、現在グループホームを増設しない状況にある。八王子市は100床超と増えており、多様な事業所があるということ自体は好ましいことだが、その質について自分達で検証していかなければいけないと非常に危機感を持っている。グループホームが日本で１番多い事業になり利用者数も増え虐待も増加、八王子市においても年々増えている。権利擁護推進部会の説明にあった虐待防止研修を年２回行うが、それで間に合うのか心配している。また、八王子市障害者計画では圏域について検討するとある。日中活動事業所やグループホームが多くあるため地域偏在は多少あるが、圏域ごとの活動を今後は意識していきたい。

【質疑応答】

|  |  |
| --- | --- |
| 委員委員委員事務局委員事務局委員事務局 | 実態調査について、期間が2026年５月から2026年３月となっている。2026年５月ではなく2025年５月の誤りである。お詫びし訂正する。（資料修正済）各部会から７年度活動計画を説明いただいたが、次第に記載してある添付資料名がすべて活動報告資料となっている。活動報告とは年度末に行う報告だと思うが。今回は敢えて活動報告と明記した。年度始めにつき計画の話が中心だが、今までの活動も含めた課題があり、その上で実施していくため全て含めて報告とした。ただし、おかしいということであれば今後は変えたい。メインは７年度の実施内容であり、それに付随し口頭で報告が含まれることは当然だと思うが、記載方法については齟齬をきたしているように思う。修正する。（資料修正済）地域継続支援部会の説明を含め全体を通しての意見となるが、身体知的相談員が受けている相談内容等、現場の声からも地域課題というのを拾っていけないか。受けている件数や内容にもよるので、なんでも連携すればよいわけではないが。身体知的相談員からは実績報告を受けている。障害によってそれぞれの相談件数で大きく差があるが、地域課題が書かれていることもあるので、今後の連携の仕方を考えたい。 |

（２）③八王子市障害者計画の中間見直しに向けて

【事務局より説明】

・八王子市障害者計画については、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の３つが一冊にまとめられている。それぞれ根拠法律が異なるためこのような形となるが、障害者計画の計画期間は令和６年度から11年度までの６カ年計画となる。
・第７期障害福祉計画と第３期障害児福祉計画については、国の方針等に合わせて令和８年度中に中間見直しを実施し、令和９年度から始まる第８期障害福祉計画と第４期障害児福祉計画として、目標値等を新たに定めることになる。それに伴い、６カ年計画である障害者計画も必要に応じて中間見直しをすることとしている。具体的な見直し作業は令和８年度になるが、７年度中に事前準備をし、８年度に外部委託等の予算が必要なものは10月に財政部門へ予算要求する必要がある。
・本日、何かを決めることはないが、今後委員から意見をいただく機会があるかもしれないため、本日議題に挙げさせていただいた。

【質疑応答】

|  |  |
| --- | --- |
| 委員事務局 | 今後、計画策定にあたり新たな項目を設定するのは難しいかと思うが、障害者政策の中で少し住み分けしていただきたい。高齢社会になり、障害者においても、元々障害がある方が高齢になることと、元々障害はないが高齢になることにより障害が出ることの２パターンがある。例えば視覚障害について。高齢になると老眼や白内障が進行し、放置することで視覚障害になることもある。視覚障害者数は、15年ほど前は16万人程度だったが、現在31万人を超えている。この超高齢化社会において、障害高齢者施策がない。中間見直しの際、どの程度見直していくか、まだ定まっていない。今後、計画を策定する中で検討したい。 |

（３）その他

①身体障害者リフト付き乗用自動車運行事業について

【事務局より説明】

・昨今の社会問題である運転手不足の影響により、20数社全て声をかけたところ、全ての事業所から７年度以降事業の実施が難しいと回答があった。これを受け、６年度の利用者全員に対し、電話と手紙にて代替の臨時措置について通知した。臨時措置の内容は、７年度中に使用できるタクシー・ガソリン費助成券１冊分一冊（2万8,800円分）を希望者に交付するというもの。８年度以降の移動支援については今後検討していく。

【質問・意見】

なし

②避難行動要支援者支援に係る個別避難計画について

【事務局より説明】

・個別避難計画について、市が定める避難行動要支援者避難時に支援が必要な方のうち、ハザードエリアに住む方を優先し作成を進めている。個別避難計画について、これまで相談支援事業所の協力を得、相談支援専門員を作成支援者として作成を進めている。引き続き相談支援事業所の協力を得ながら進めていく。
・避難行動要支援者の要件２（「次のいずれかに該当する障害者手帳所持者で、施設入所していない方」）においては、対象者に占める計画の作成率が10パーセント前後であり、高齢者に比べて非常に低い状況である。要因として、すべての人に支援者、ケアマネージャーのような専門的支援者がいるわけではなく、作成支援者の確保が困難であることが考えられる。それを受け、相談支援専門員等の専門職と繋がりがない方を対象にし、身近な支援者である家族等の協力を得て、自身で個別避難計画を作成するセルフプラン方式による作成を進める予定である。
・配布資料は、セルフプラン方式の対象者に対して市が発送するお知らせ文（イメージ）である。視覚障害の方等、通知方法に特段の配慮が必要になる対象者については、関係団体と整理し次第、順次対応する予定。

【質疑応答】

|  |  |
| --- | --- |
| 委員事務局委員事務局委員事務局委員委員 | 相談支援専門員等の専門職と繋がりがない方というのは、相談支援事業所を利用していない人という意味か。通知が届いた人の中で、自身が該当しているのか読み取れる人は少ないのでは。本人が認識できなければ、通知する意味がないと思う。通知を出す以上、分かりやすくしてもらう必要がある。また、情報提供等に同意した方の計画を作成するということだが、情報提供の意味について、誰にどういう情報を提供するのか教えて欲しい。通知方法について、意見を踏まえて改めて内容を検討させていただく。同意書の提供先は、警察や消防、社会福祉協議会、高齢者あんしん相談センター等、避難支援者になり得る方を対象とし同意を取得している。町会では、何かあった時に助けて欲しいという方の情報をいただくことができない。いただくことができれば、町会自治会として、例えば避難訓練への参加を呼び掛けることができる。本人の同意がない場合、個人情報を渡すことができないことは分かっているが、町会自治会には個人情報を伝えることを了解してもらうようにしていただければ、日頃から事前の訓練等も実施できるようになる。市に相談をしたことがあるが、個人情報は出せないと言われた。大震災が突然起こり、その時に個人情報を渡すからしっかりやれと言われてもできるわけがない。日頃からの訓練活動に取り組んでいく必要がある。情報提供が可能かどうか、本人同意が前提のため、しっかり取っていただきたい。災害時は、地域の方達に支援いただくことが大変重要になる。先日、町会自治会連合会常任理事会において、町会に対する個人情報の事前提供について質問いただいた。その件について、４月８日の常任理事会において次のように回答している。過去、町会自治会を基盤とした地域支援組織を立ち上げ、個別避難計画の作成や同意書の取得を行ったが、なかなか進まなかった。また、個人情報の取り扱いについても整理が必要であり、町会自治会に対し情報提供することが実務上できていなかった。ただし、市として地域で住民を守っていただくことは必要であると考えているため、今後は提供方法や活用方法について、町会自治会連合会に相談し仕組みを構築できればと考えている。どう関わりを持てばいいのか分からない。障害者が集まる当事者団体があり、その中に障害者相談員がいる。本日示された文書が私と会員に送られてきた時、内容について問い合わせが来ると思われる。障害者相談員が前もって理解できていれば説明することがはできるが、それがなく送られると困る。障害者相談員、障害者団体が理解した上でお送りいただくよう、段階を踏んで欲しい。　対象者へ送付する前に、事前に説明させていただければと思う。直接説明するのか、もしくは会議の席で説明するか、改めて相談させていただきたい。　八王子市には、知的障害者相談員も合わせて障害者相談員が20人程いるかと思う。事前に文書に目を通し、当事者が相談に来た時、きちんと説明できるようにしたい。また、説明する場を設けてもらえればと話があったが、そうすると私共当事者団体の会員だけになってしまい、会員ではない方へ説明できなくなってしまう。セルフプランをどこに相談して良いか分かりにくいため、事業所や障害者福祉課等の相談に行きそうな場所で周知いただけると大変ありがたい。 |

③次回全体会について

【事務局より説明】

・９月３日（水）午後２時から、本庁舎801・802会議室での開催を予定。

以上